電気通信事業法	第42条第４項において準用する同条第１項 第42条第４項において準用する同条第２項 第42条第５項において準用する同条第１項 第42条第５項において準用する同条第２項 第42条第６項において準用する同条第１項 第42条第６項において準用する同条第２項	の規定により事業用電気通
信設備が同法	第41条第１項 第41条第２項 第41条第３項 第41条第５項	の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したの

で、第42条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

［略］

［注１・２　略］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

［略］

［１・２　略］

３　第14条第１号、第３号及び第４号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域における全ての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第１号、第３号又は第４号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の２（第40条の３第１号、第40条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

［略］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業利益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
［１・２略］						
３　第14条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	小計					

電気通信事業法	第42条第４項において準用する同条第１項 第42条第４項において準用する同条第２項 第42条第５項において準用する同条第１項 第42条第５項において準用する同条第２項	の規定により事業用電気通
信設備が同法	第41条第１項 第41条第２項 第41条第４項	の総務省令で定める技術基準に適合することを確認したの

で、第42条第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

［同左］

［注１・２　同左］

様式第38（第40条の３、第40条の６第１号関係）

適格電気通信事業者指定申請書

［同左］

［１・２　同左］

３　第14条第１号及び第３号に掲げる基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲

都道府県名	当該都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める当該申請者の業務区域における第14条第１号又は第３号に掲げる基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合
	%

様式第38の２（第40条の３第１号、第40条の４第１項関係）

基礎的電気通信役務収支表

［同左］

第１表　第14条第１号から第３号までに掲げるもの

役務の細目		営業利益	営業費用		営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用	うち設備利用部門費用		
［１・２同左］						
３　第14条第３号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの					
	(2)　同号ロに掲げるもの					
	小計					